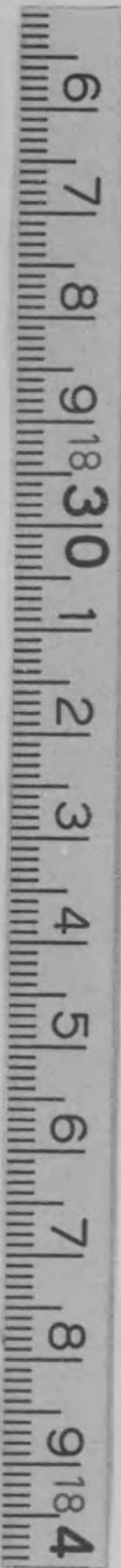


625
120

内務省處務要覽



始



內務省處務要覽

625-120

目次

| | |
|-----------|----|
| 一、內務省分課規程 | 一頁 |
| 一、審查委員設置 | 九 |
| 內務省處務規程 | 一一 |
| 內務省文書處分事項 | 六 |
| 內務省公文書式 | 六 |
| 內務省往復規則 | 六 |
| 內務省宿直規則 | 五九 |



内務省發書第三五號

各局
官房各課

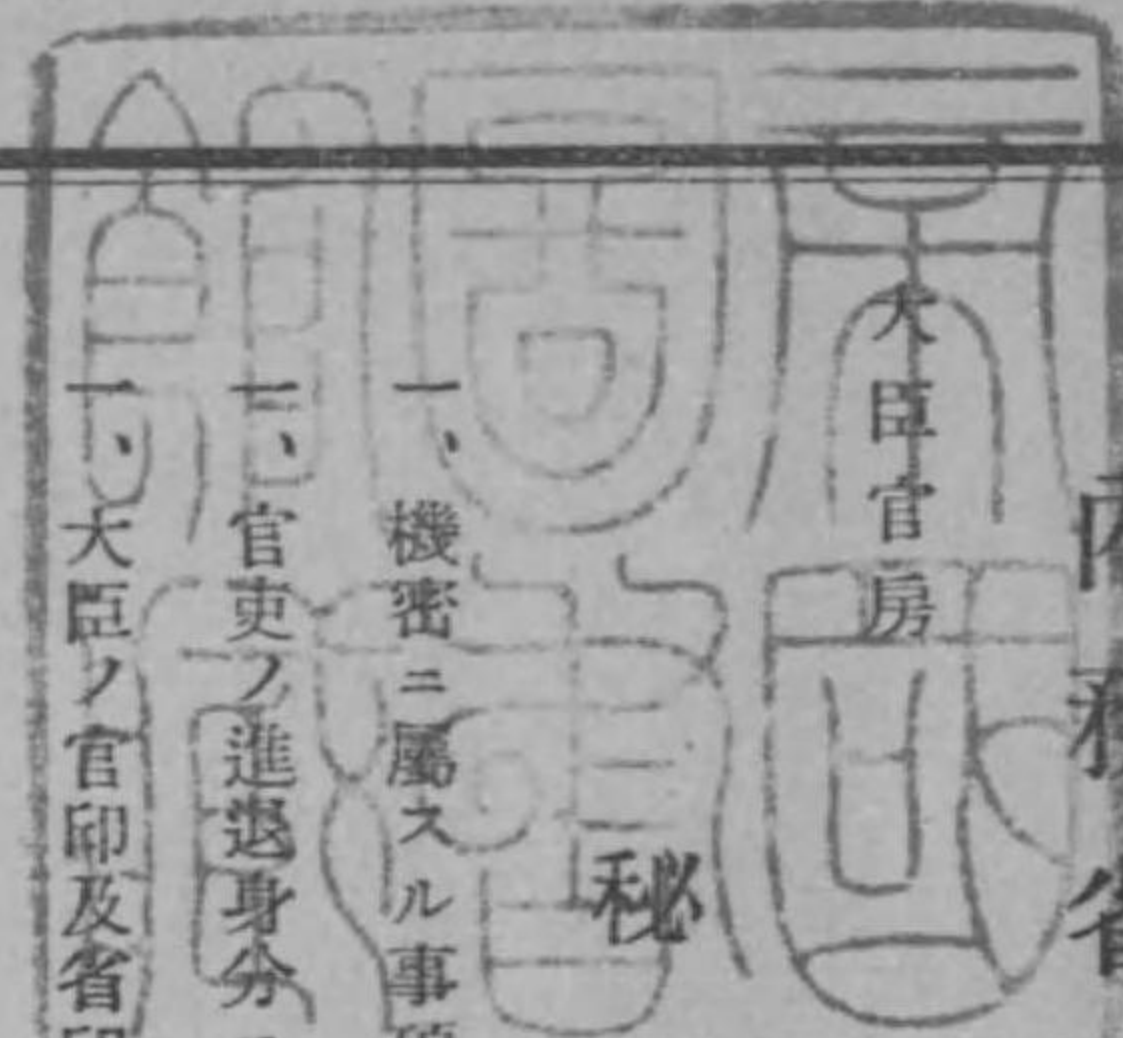
内務省分課規程左ノ通改正シ大正十三年十二月二十
日ヨリ施行ス

大正十三年十二月二十日

内務大臣 若槻禮次郎

内務省分課規程

沿革
〔大正十三年十二月二十日
内務省發書第三五號改正〕



書 課

- 一、機密ニ屬スル事項
- 二、官吏ノ進退身分ニ關スル事項
- 三、大臣ノ官印及省印ノ管守ニ關スル事項

文 書 課

- 一、公文書類及成案文書ノ接受發送ニ關スル事項
- 一、公文書類ノ編纂保存ニ關スル事項
- 一、統計報告ノ調製ニ關スル事項
- 一、國籍ニ關スル事項
- 一、褒賞ニ關スル事項

一、各局課ノ主管ニ屬セサル事項

會計課

一、本省所管ノ經費及諸收入ノ豫算決算並會計ニ關スル事項

一、本省所管會計ノ監督ニ關スル事項

一、本省所管ノ國有財産及物品ニ關スル事項

一、省中取締及營繕ニ關スル事項

地理課

一、史蹟名勝天然紀念物ニ關スル事項

都市計畫課

一、都市計畫法施行ニ關スル事項

一、市街地建築物法施行ニ關スル事項

一、都市計畫上土木技術ニ關スル事項

一、都市計畫上建築及公園技術ニ關スル事項

神社局

總務課

一、神宮及官國幣社以下神社ニ關スル事項

一、神宮及官國幣社以下神社ノ職員ニ關スル事項

一、官修墳墓ニ關スル事項

考證課

一、神社ノ祭神、社格、社號、由緒等ノ調査考證ニ關スル事項

地方局

行政課

一、議員選舉ニ關スル事項

一、道府縣市町村公共組合ノ制度並其ノ他行政ニ關スル事項

- 一、北海道ノ林野及拓殖ニ關スル事項
- 一、徵兵徵發及軍需工業動員法ノ施行ニ關スル事項
- 一、他課ノ主管ニ屬セサル事項

財務課

- 一、道府縣市町村公共組合ノ歲入歲出其ノ他財政ニ關スル事項
- 一、其ノ他地方經濟ニ關スル事項

警保局

警務課

- 一、行政警察ニ關スル事項

保安課

- 一、高等警察ニ關スル事項
- 一、外事警察ニ關スル事項

圖書課

- 一、圖書出版及著作權ニ關スル事項
- 一、新聞紙及雜誌檢閲ニ關スル事項
- 一、圖書保存ニ關スル事項

土木局

河川課

- 一、河川ニ關スル事項
- 一、砂防ニ關スル事項
- 一、水利ニ關スル事項
- 一、湖沼ノ埋築干拓及使用ニ關スル事項
- 一、本省直轄河川砂防工事用船舶及重要機械器具ノ運用ニ關スル事項
- 一、災害土木工事國庫補助ニ關スル事項
- 一、土木統計及直轄工事年報ノ編纂ニ關スル事項

一、他課ノ主管ニ屬セサル事項

道 路 課

- 一、道路ニ關スル事項
- 一、軌道ニ關スル事項
- 一、上水道下水道ノ工事及其ノ補助ニ關スル事項
- 一、土地收用ニ關スル事項
- 一、本省直轄道路工用船舶及重要機械器具ノ運用ニ關スル事項

港 灣 課

- 一、港灣ニ關スル事項
- 一、運河ニ關スル事項(主トシテ河川ニ關スルモノヲ除ク)
- 一、海面ノ埋築干拓及使用ニ關スル事項
- 一、本省直轄港灣工用船舶及重要機械器具ノ運用ニ關スル事項

第 一 技 術 課

一、河川道路港灣其ノ他ノ技術ニ關スル事項

第 二 技 術 課

- 一、重要ナル技術上ノ調査ニ關スル事項
- 一、本省直轄土木工事ノ企畫ニ關スル事項

衛 生 局

保 健 課

- 一、飲料水及水道ニ關スル事項
- 一、飲食物其ノ他榮養ニ關スル事項
- 一、屠畜及屠場ニ關スル事項
- 一、下水道、汚物掃除其ノ他清潔保持ニ關スル事項
- 一、公園、礦泉場、海水浴場、療養地等ニ關スル事項

- 一、工場、劇場其ノ他多衆集合スル場所ノ衛生ニ關スル事項
- 一、小兒及婦女ノ一般衛生ニ關スル事項
- 一、運動獎勵ニ關スル事項
- 一、衛生統計ニ關スル事項
- 一、衛生思想普及ニ關スル事項
- 一、他課ノ主管ニ屬セサル公衆衛生ニ關スル事項

豫防課

- 一、結核、「トラホーム」、癩、花柳病其ノ他慢性傳染病ニ關スル事項
- 一、寄生蟲病、原蟲病及地方病ニ關スル事項
- 一、精神病ニ關スル事項
- 一、恩賜財團濟生會其ノ他救療ニ關スル事項

防疫課

- 一、急性傳染病ニ關スル事項

- 一、海港檢疫ニ關スル事項
- 一、痘病、血清其ノ他細菌學的豫防治療品ニ關スル事項

醫務課

- 一、醫師、齒科醫師、產婆及療屬ニ關スル事項
- 一、藥劑師、製藥者及藥種商ニ關スル事項
- 一、醫師會、齒科醫師會及藥劑師會ニ關スル事項
- 一、藥品及賣藥ニ關スル事項
- 一、毒物、劇物其ノ他有害物ニ關スル事項
- 一、賣藥部外品ニ關スル事項
- 一、藥草栽培及製藥獎勵ニ關スル事項
- 一、普通病院ニ關スル事項

審查委員設置

內務省訓第一〇七二號

各局
官房各課

- 一、省内重要事項ヲ審議スル爲メ大臣官房ニ審査委員ヲ置ク
- 一、審査委員ハ省内高等官中ニ付キ之ヲ命ス
- 一、審査委員ノ審議ニ付スベキ事項ハ別ニ之ヲ定ム

右訓令ス

大正十三年十二月二十日

内務大臣 若槻禮次郎

内務省訓第一〇七三號

各局
官房各課

大正十年内務省訓第二九七號内務省處務規程並内務省文書處分事項中「參事官」ヲ「審査委員」ニ改ム
右訓令ス

大正十三年十二月二十日

内務大臣 若槻禮次郎

内務省處務規程

沿革〔大正十年訓第二九七號
大正十三年訓第一〇七三號改正〕

第一條 本省ニ到達スル公文書（出版法ニ依ル願、届、著作権ノ登録其ノ他ノ願及新聞紙法ニ依ル届ハ除ク）ハ大臣官房文書課ニ於テ之ヲ接受シ即時開封シ件名番號等ヲ簿冊ニ記入シ省號ヲ附シ課長査閱ノ上重要ナルモノニハ檢印シ之ヲ主務局（大臣官房ノ課ヲ含ム以下之ニ依テ）ニ配付スヘシ

大臣次官宛親展ノ文書ハ記録ノ上直ニ大臣宛ノモノハ之ヲ秘書官ニ次官宛ノモノハ之ヲ次官ニ差出スヘシ但シ大臣次官宛ノ親展文書ニシテ警親展ノ記録アルモノハ直接主務局長ニ送付スヘシ

退省後又ハ休日ニ到達シタル文書ハ文書課宿直員ニ於テ接受シ前項ニ依リ翌日配付ノ手續ヲ爲スヘシ但シ至急又ハ親展ノ標記アル電報其ノ他至急ヲ要スト認ムルモノハ直ニ之ヲ秘書官又ハ主務局長（官房各課長ヲ含ム以下之ニ依テ）ニ送付スヘシ

第二條 秘書官ハ大臣親展ノ文書ヲ受領シタルトキハ簿冊ニ記入シ其ノ緊要ト認ムルモノハ直ニ之ヲ大臣ニ差出シ其ノ他ノ文書及大臣閱覽濟ノモノハ文書課長ニ交付スヘシ其ノ機密ニ係ルモノハ直ニ主務局長ニ送付スルコトアルヘシ

第三條 出版法ニ依ル願、届、著作権ノ登録其ノ他ノ願及新聞紙法ニ依ル届並統計ニ關スル報告類ハ直接主務局ニ於テ取扱フヘシ

第四條 文書課ニ於テ接受シタル公文書中物品ヲ添付セルモノアルトキハ其ノ種類ヲ簿冊ニ記入シ主務局ニ交付シ受領印ヲ徴スヘシ

貨紙幣有價證券郵便切手收入印紙ノ類(返信料ノ類ヲ除ク)ヲ添付セルモノアルトキハ文書課員立會ノ上授受文書ノ欄外ニ其ノ種類金額ヲ明記シ文書課長ノ在閣ヲ經テ簿冊ニ記入シ課員自ラ携帶シテ主務局ニ交付シ受領印ヲ徴スヘシ

第五條 本省ニ到達シタル文書ノ内本省ニ受領スヘカラサルモノアルトキハ文書課長ハ直ニ返却其ノ他適當ノ措置ヲ爲スヘシ

第六條 各局ニ於テ文書ノ配付ヲ受ケタルトキハ局長書記之ヲ收受シ其ノ緊要ト認ムルモノハ直ニ之ヲ局長(大臣官房課長ヲ合ム以下之)ニ差出シ其ノ他ノモノハ之ヲ各課長ニ配付スヘシ課長ハ緩急輕重ニ應ジ自ラ之ヲ處理シ又ハ處分方ヲ示シテ課員ヲシテ之ヲ處理セシムヘシ

第七條 各局又ハ其ノ職員ニ宛タル公文書ハ各局ニ於テ第四條ニ準シ取扱フヘシ

第八條 文書課ヨリ各局ニ配付シタル文書ニシテ他局ノ主管ニ屬スヘキモノト認メタルトキハ直ニ之ヲ文書課ニ返付スヘシ

第九條 主務局ニ於テ接受シタル文書ハ即日之ヲ調査起案(發送スヘキ文書ニシテ親展、至急等ノ記號ヲ要シ又ハ書留郵便ニ名ヲ付スルヲ要ス又調査起案紙數ニ葉ニ充タ)付スヘキモノハ其ノ旨ヲ明記シ、電報案ニハ必要ナル部分ニ振假サルモノニハ必ス裏面ニ厚紙ヲ付スルヲ要ス)シ少クトモ三日以内ニ局ノ審議ヲ了シ左ノ區分ニ從ヒ之ヲ處理スヘシ

一、局限り施行スヘキモノハ直ニ之ヲ施行スヘシ

二、他局ニ合議ヲ要スルモノハ直ニ之ヲ其ノ局ニ送付スヘシ

三、其ノ他ノモノハ直ニ之ヲ文書課ニ回付スヘシ

合議ヲ受ケタル局ハ少クトモ二日以内ニ審議ヲ了シ直ニ之ヲ主務局、他ノ合議局又ハ文書課ニ回付スヘシ

第十條 已ムコトヲ得サル事由ニ因リ前條ノ期間ニ依リ難キトキハ文書ノ欄外ニ其ノ理由ヲ記載シ課長之ニ認印スヘシ

第十一條 事件ノ性質上特ニ調査ヲ要スルモノニ關シテハ其ノ種目ニ付豫メ大臣ノ決裁ヲ得前二條ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

第十二條 事ノ數局ニ關聯スルモノニシテ彼此意見ヲ異ニスルトキハ直ニ大臣又ハ次官ニ面陳シテ決裁ヲ請フヘシ

第十三條 各局長ハ調査ノ爲メ他ノ官署ニ照會應答ヲ要スルトキハ直ニ局長名ヲ以テ往復スルコトヲ得

第十四條 大臣及次官ニ提出スヘキ文書ハ文書課長ニ於テ之ヲ取纏メ大臣及次官ノ決裁ヲ受クヘシ

第十五條 各局ノ成案中審査委員ノ審議ニ付スヘキモノハ主務局又ハ合議終了ノ局ヨリ審査委員ニ回付シ審査委員ハ審議ヲ了シ之ヲ文書課ニ回付スヘシ

審査委員ハ少クトモ三日以内ニ審議ヲ了シ異議アルモノハ附箋又ハ口頭ヲ以テ其ノ意見ヲ大臣又ハ次官ニ開陳スヘシ

前項ノ期間内ニ審議ヲ了シ難キモノアルトキハ大臣又ハ次官ノ承認ヲ受クヘシ

第十六條 臨時ニ審査立案ヲ要スルコトアルトキハ便宜委員ヲ命スルコトアルヘシ

委員審査立案シタルトキハ報告書ヲ提出スヘシ

第十七條 決裁済ノ文書ハ直ニ文書課ニ回付シテ施行セシムヘシ

其ノ指令照會等文書ヲ發送スヘキモノハ文書課ニ於テ之ヲ淨書校正シ簿冊ニ記入シ發送スヘシ

次官及文書課長ノ名ヲ以テ施行スル文書並大臣及次官ノ決裁ヲ得テ局長名ヲ以テ施行スル文書モ亦前項ノ例ニ依ル

局長名ヲ以テ施行スヘキ文書ニシテ局長專決ニ屬スルモノハ發案ノ局ニ於テ淨書校正シ簿冊ニ記入シ之ヲ施行スヘシ但シ其ノ施行ニ際シ本省ノ番號ノ附シアル文書ヲ添付又ハ返却スルトキハ文書課長ニ合議スヘシ

第十八條 前條文書ノ發送ハ決裁済ノ即日之ヲ爲スヘシ文書課ニ於テ施行シタル後各局ニ於テ附隨シテ施行スル文案

ハ文書課ヨリ直ニ各局ニ送付スヘシ

其ノ局ニ於テハ二日以内ニ處分ヲ了シ速ニ之ヲ文書課ニ回付スヘシ

施行済ノ文案ニシテ要再回ノ記號アルモノハ文書課ヨリ更ニ其ノ局ニ送付シ其ノ局ハ用済ノ上直ニ文書課ニ返付スヘシ

第十九條 文書課ヨリ發送ノ免狀、賞狀、辭令、公文書等ニ添付スヘキ別紙及圖表等ハ主務局ニ於テ之ヲ淨書調製シ

テ文書課ニ交付スヘシ

官報ニ掲載スヘキモノハ文書課ニ於テ淨書校正シ官報報告主任ノ檢印ヲ受ケ發送スヘシ但シ省令訓令及技術上ノ報告書類ノ他圖面等ハ主務局ニ於テ淨書調製シ之ヲ文書課ニ送付スヘシ

第二十條 事ノ急施ヲ要シ又ハ機密ニ係ルモノハ通常ノ手續ニ依ラス各局長ヨリ直ニ決裁ヲ請ヒ又ハ便宜主任者自ら携帯シテ諸局ノ議ヲ取り大臣次官ニ提出シ其ノ決裁施行ニ至ルノ順序モ亦便宜ニ從フコトヲ得但シ其ノ文書ノ整理ニ付テハ主務局長其ノ責ニ任スヘシ

至急又ハ機密ノ文書ハ「急」又ハ「秘」ノ記號ヲ附シ取扱ノ際特ニ注意スヘシ

第二十一條 局長ハ屬ノ内書記一人又ハ二人ヲ命シテ機密ノ文書ヲ取扱ハシメ及文書往復等總テ局内ノ庶務ヲ擔當セシムヘシ

第二十二條 文書ハ接受ヨリ施行ニ至ルノ間之ヲ受授スル毎ニ簿冊ニ記入シ受領者ハ檢印シ且其ノ年月日ヲ明ニシ何時タリトモ直ニ文書ノ所在ヲ知り得ルヲ要ス其ノ監督ニ付テハ文書課長及各局長其ノ責ニ任スヘシ

第二十三條 擔任文書ハ退廳ノ際各自専用ノ抽出又ハ箱等ニ收メス課又ハ係共用ノ文書戸棚ニ保管シ置クヘシ

第二十四條 文書課長ハ各局ニ配付シタル文書ニ付毎月五日迄ニ前月中處理ヲ了ラサル文書ノ表ヲ作製シ之ヲ各局長ニ回付シ遲滯ノ理由ヲ記入セシメ其ノ適否ヲ審査シ意見ヲ附シテ次官ニ提出スヘシ

第二十五條 大臣又ハ次官ノ命ニ依リ一時處分ヲ爲スヲ要セスシテ留置クヘキ文書ハ總テ文書課ニ於テ之ヲ保管スヘシ

シ

第二十六條 處分施行濟ノ文書ハ之ヲ文書課ニ於テ保存スヘシ其ノ機密ニ係ルモノハ別ニ大臣ノ命スル所ニ依リ秘書官又ハ各局長之ヲ保管スルコトアルヘシ

内務省文書處分事項

各局課ニ通スル文書處分事項

- (甲) 大臣ノ決裁ヲ受クヘキモノニシテ審査委員ノ審議ヲ要スルモノ
 - 一、閣議提出案ニシテ重要ナルモノ
 - 一、省令及重要ナル訓令
 - 一、訴願
 - 一、請願ニシテ重要ナルモノ
 - 一、告示、指令、通牒及回答ニシテ特ニ重要ナルモノ
 - 一、建議書、陳情書ニシテ特ニ重要ナルモノ
 - 一、公益法人設立ノ許否ニシテ重要ナルモノ

一、處務及分課規程ニ關スル件

- 一、右ノ外特ニ重要ナル事項ニシテ審査委員ノ審議ヲ要スト認ムルモノ

(甲) 大臣ノ決裁ヲ受クヘキモノニシテ審査委員ノ審議ヲ要セサルモノ

- 一、閣議提出案
- 一、訓令
- 一、請願
- 一、帝國議會ノ質議ニ對スル答辯書
- 一、重要報告
- 一、乙中ノモノニシテ審査委員ノ附箋アルモノ
- 一、建議書陳情書ニシテ重要ナルモノ
- 一、右ノ外特ニ重要ナル事項

(乙) 次官ノ決裁ヲ受クヘキモノニシテ審査委員ノ審議ヲ要スルモノ

- 一、廳府縣令、告示ニシテ重要ナルモノ
- 一、公益法人設立ノ許否並先例ナキ定款又ハ寄附行爲ノ變更
- 一、法令ノ解釋ニ關シ新ニ決定ヲ要スル件

一、右ノ外重要ナル事項ニシテ審査委員ノ審査ヲ要スト認ムルモノ

(乙) 次官ノ決裁ヲ受クヘキモノニシテ審査委員ノ審議ヲ要セサルモノ

一、告示、指令、通牒、照會、回答等ニシテ重要ナルモノ

一、訴願中訴訟法第九條第二項ニ依リ期限ヲ指定シテ還付スル件

一、建議書陳情書

一、廳府縣事務報告ニシテ重要ナルモノ

一、右ノ外重要ナル事項

(丙) 局長及大臣官房課長專決ニ屬スルモノ

一、雇員ノ命免

一、本省技術官(勅任官ヲ除ク)及判任官以下内國出張ノ件

一、本省所管各廳長内國出張ノ件

一、前二項各官賜暇ノ件

一、本省高等官以下除服出仕ノ件

一、官制ニ依リ設ケラレタル各種委員(幹事等ヲ含ム)内國出張ノ件

但シ本省所屬ノ高等官ニシテ委員タル者ハ各其ノ高等官ニ付キ定ムル所ニ依ル

一、判任官ノ職務ノ命免

一、車馬賃増額若ハ出張中ニ於ケル人力車備上支給伺

一、右ノ外大臣及次官ノ決裁ニ屬スル明文ナキ事項

大臣官房

秘書課主管事項

(甲) 大臣ノ決裁ヲ受クヘキモノ

一、高等官ノ進退身分賞罰ニ關スル件

一、官吏ノ特別叙位、叙勳ノ件

一、官吏及囑託員海外派遣ノ件

一、勅任官内國出張及賜暇ノ件

一、委員(幹事等ヲ含ム)命免及手當給與ノ件

一、地方長官上京及管外出張ノ件

一、勅任官服務紀律ニ依ル出願處理ノ件

一、判任官減俸以上ノ懲戒ニ關スル件

(乙) 次官ノ決裁ヲ受クヘキモノ

- 一、判任官ノ進退身分賞罰(減俸以上ノ懲戒ヲ除ク)ニ關スル件
- 一、奏任官内國出張及賜暇ノ件(技術官ヲ除ク)
- 一、囑託員命免及手當給與ノ件
- 一、高等官ニ他官應ヨリ事務囑託ノ件
- 一、服務紀律ニ依ル出願處理ノ件

(丙) 秘書官ノ專決ニ屬スルモノ

- 一、官吏ノ定期叙位、叙勳ノ件
- 一、休職判任官ノ進退身分(復職ヲ除ク)ニ關スル件
- 一、恩給、遺族扶助料、退官賜金、死亡賜金給與ノ件
- 一、判任官ニ他官應ヨリ事務囑託ノ件
- 一、履歷書下附ノ件
- 一、高等官發着屆處理ノ件
- 一、官吏身分ニ關スル諸屆處理ノ件
- 一、府縣參事會員、土地收用審査委員及市町村吏員懲戒審査委員命免ノ件
- 一、退官者在職中ニ係ル事項調査ニ關スル件

- 一、恩給ノ停止解除通知ノ件

文書課主管事項

(甲) 大臣ノ決裁ヲ受クヘキモノニシテ審査委員ノ審議ヲ要セサルモノ

- 一、叙位、叙勳(官吏及神官神職ノ叙位、叙勳並市町村長ノ定例叙勳ヲ除ク)
- 一、褒賞ニ關スル件ニシテ重要ナルモノ
- 一、國籍法第十一條ニ依ル歸化ノ件
- 一、他局課ノ主管ニ屬セサル事務ニシテ特ニ重要ナルモノ

(乙) 次官ノ決裁ヲ受クヘキモノニシテ審査委員ノ審議ヲ要セサルモノ

- 一、歸化ニ關スル件
- 一、外國人ヲ養子又ハ入夫ト爲シ又ハ國籍回復ニ關スル件
- 一、國籍離脱ニ關スル件
- 一、類例ナキ士族編入
- 一、褒賞ニ關スル件
- 一、他局課ノ主管ニ屬セサル事務ニシテ重要ナルモノ

(丙) 課長專決ニ屬スルモノ

- 一、舊警視隊員恩給並遺族扶助料ニ關スル件
- 一、現行法令編輯
- 一、統計報告ノ調製
- 一、不要文書ノ廢棄
- 一、内務時報ノ編輯
- 一、他局課ノ主管ニ屬セサル事項

會計課主管事項

(甲) 大臣ノ決裁ヲ受クヘキモノニシテ審査委員ノ審議ヲ要セサルモノ

- 一、本省所管歳出概算書調製
- 一、豫定經費要求書及各目明細書調製
- 一、豫備金及豫備金外ニ於テ豫算超過並豫算外支出ヲ爲シタル支出計算書調製
- 一、決算報告書調製
- 一、會計検査院ノ決算報告ニ對スル辯明

一、重要ナル國有財産ノ存廢

- 一、豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スノ要求書調製
- 一、所管歳出豫算決定額ノ内廳府縣ヘ配付方

(乙) 次官ノ決裁ヲ受クヘキモノニシテ審査委員ノ審議ヲ要セサルモノ

- 一、第二豫備金支出ノ件
- 一、本省所管歳入概算及豫定計算書調製
- 一、歳入出豫算決定額部局ヘ配付方(廳府縣ヲ除ク)
- 一、各部局豫算ノ増減ニシテ定例ナキモノ
- 一、會計検査院委託ニ係ル歳出外現金並物品出納計算ノ検査及責任解除
- 一、會計検査院審理ニ對スル答辯ニシテ重要ナルモノ
- 一、千圓以上ノ工事及物件ノ賣買貸借
- 一、金額參千圓以上ノ契約ニ關スル事項
- 一、會計法第三十一條第二項ノ規定ニ依ル契約ニ關スル事項

(丙) 課長專決ニ屬スルモノ

- 一、大臣次官決裁ニ係ルモノニシテ施行濟回覽ヲ要スルモノ

- 一、支拂豫算委任ノ件
- 一、第一豫備金支出ノ件
- 一、定額繰越使用ノ件
- 一、年度開始前現金支出ノ件
- 一、死傷手當給與ノ件
- 一、豫算各目流用
- 一、過年度支出
- 一、定額戻入
- 一、小切手ノ發行
- 一、歳入科目中目節設置及廢止ニ關スル件
- 一、徴收報告書ノ處理
- 一、支出報告書ノ處理
- 一、各部局支出證明及檢査
- 一、工事製造又ハ物件代價ノ一部支拂ノ爲メ行フ檢査
- 一、旅費減額又ハ月額日額旅費支給

- 一、出納官吏ニ對スル認可狀ノ處理
- 一、前渡資金出納計算書及歳入歳出外現金出納計算書ノ調査
- 一、收入金現金出納計算書ノ調査
- 一、歳入徴收計算書調査
- 一、乙ノ決裁ニ屬セサル總テノ契約ニ關スル事項
- 一、會計法第三十一條第二項ノ規定ニ依ル契約締結ヲ會計檢査院ヘ通知

地理課主管事項

- (甲) 大臣ノ決裁ヲ受クヘキモノニシテ審査委員ノ審議ヲ要スルモノ
 - 一、官有土地水面及其ノ附屬物又ハ產物ノ處分ニシテ先例ナキ事項
- (甲) 大臣ノ決裁ヲ受クヘキモノニシテ審査委員ノ審議ヲ要セサルモノ
 - 一、國有土地下戻ノ件
 - 一、大使館、公使館ノ敷地トシテ官有地貸渡ニ關スル件
 - 一、官民土地水面ノ交換ニシテ特ニ重要ナルモノ
 - 一、史蹟名勝天然紀念物指定ニ關スル件

(乙) 次官ノ決裁ヲ受クヘキモノニシテ審査委員ノ審議ヲ要セサルモノ

- 一、官民有土地水面ノ交換ニシテ重要ナルモノ
- 一、官有土地水面ヲ貸付シ又ハ使用ヲ許可スル件ニシテ重要ナルモノ
- 一、豫約開墾ノ件ニシテ重要ナルモノ
- 一、官有土地水面ノ授受ニシテ重要ナルモノ
- 一、官有土地水面ヲ皇室地附屬地(御料地)又ハ御陵墓兆域ニ編入ノ件ニシテ重要ナルモノ

(丙) 課長專決ニ屬スルモノ

- 一、官有土地及水面並其ノ附屬物又ハ產物ノ處分ニ關シ島司郡市長ニ分任セムトスル件
- 一、貸付料及使用料處分
- 一、各廳ノ所用ニ供スル土地ノ寄附受納ノ件
- 一、官有土地目錄ニ關スル件

都市計畫課主管事項

(甲) 大臣ノ決裁ヲ受クヘキモノニシテ審査委員ノ審議ヲ要スルモノ

- 一、都市計畫法施行令第五條及第十條ニ依リ内務大臣ノ定ムヘキモノ並同令第三十條ニ依ル管理者ノ指定ニシテ省

令及重要ナル訓令告示指令ニ依ラサルモノ

- 一、法制ニ關スル事項ニシテ都市計畫委員會へ諮問スルモノ

(甲) 大臣ノ決裁ヲ受クヘキモノニシテ審査委員ノ審議ヲ要セサルモノ

- 一、都市計畫法第二條及第三條ニ依ル内閣ノ認可申請
- 一、都市計畫法施行令第二條及第三條ニ依ル執行行政廳ノ指定
- 一、都市計畫委員會へ附議スヘキ事項

(乙) 次官ノ決裁ヲ受クヘキモノニシテ審査委員ノ審議ヲ要スルモノ

- 一、都市計畫法第二十條ニ依ル裁定
- (乙) 次官ノ決裁ヲ受クヘキモノニシテ審査委員ノ審議ヲ要セサルモノ
- 一、都市計畫法施行令第十三條及第十五條ニ依ル認可及命令

(丙) 課長專決ニ屬スルモノ

- 一、都市計畫ニ關スル報告
- 一、次官名ヲ以テスル通牒、照會、回答ニシテ重要ナラサルモノ

神社会主管事項

(甲) 大臣ノ決裁ヲ受クヘキモノニシテ審査委員ノ審議ヲ要セサルモノ

- 一、靈代ニ關スル件
 - 一、神宮ニ關スル各種豫算ノ件
 - 一、神宮ニ關スル事務ニシテ特ニ重要ナルモノ
 - 一、造神宮ニ關スル事務ニシテ特ニ重要ナルモノ
 - 一、官國幣社ノ祭神ノ決定變更又ハ訂正ニ關スル件
 - 一、官國幣社ノ社格神社名ニ關スル件
 - 一、神社創立、再興、復舊ニ關スル件
 - 一、奏任、奏任待遇以上ノ神官及官國幣社以下神社職員ノ進退及身分ニ關スル件
 - 一、神官、神職ノ特別叙位叙勳ニ關スル件
- (乙) 次官ノ決裁ヲ受クヘキモノニシテ審査委員ノ審議ヲ要セサルモノ
- 一、神宮ニ關スル事務ニシテ重要ナルモノ
 - 一、神宮ニ關スル各費決算ノ件
 - 一、造神宮ニ關スル一般事務ニシテ重要ナルモノ
 - 一、官國幣社ノ攝末社指定ニ關スル件

- 一、官國幣社境内模様替ニ關スル件
- 一、官國幣社例祭日ノ決定變更ニ關スル件
- 一、官國幣社建設物等ノ新築増築ニ關スル件ニシテ重要ナルモノ
- 一、判任及判任待遇神宮職員ノ進退及身分ニ關スル件
- 一、府縣社以下神社ノ祭神ノ決定、變更又ハ訂正ニ關スル件
- 一、府縣社以下神社ノ社格ニ關スル件
- 一、府縣社以下神社中延喜式内社、國史所載社特別由緒アル神社ノ移轉、廢合、社名變更並官名ニ關スル件
- 一、明細帳脫漏神社公認處分ニ關スル件
- 一、官國幣社共通金額千圓以上支出處分ニ關スル件

(丙) 局長專決ニ屬スルモノ

- 一、受札、配札ニ關スル件
- 一、神宮、官國幣社ノ不動産寶物處分ニ關スル件
- 一、神宮各費豫算ノ追加更正並流用ニ關スル件
- 一、官國幣社會計規則ニ依ル稟請事項
- 一、御料林又ハ上地林境内編入ニ關スル件

- 一、官修墳墓改葬廢合ニ關スル件
- 一、官祭招魂社並官修墳墓移轉改造ニ關スル件
- 一、官國幣社收支決算報告ニ關スル件
- 一、神官神職ノ定例叙位、叙勳ニ關スル件

地方局主管事項

- (甲) 大臣ノ決裁ヲ受クヘキモノニシテ審査委員ノ審議ヲ要スルモノ
 - 一、道府縣郡市區町村會解散
 - 一、北海道會法、府縣制、郡制ノ規定ニ依ル指揮ニシテ重要ナルモノ
 - 一、北海道會法、北海道地方費法、北海道地方費令、府縣制、郡制、市區町村制及水利組合法ノ規定ニ依ル許可認可其ノ他ノ處分ニシテ特ニ重要ナルモノ
 - 一、道府縣會ノ議決及議事景況報告中ニ就キ處理ヲ要スル件ニシテ重要ナルモノ
 - 一、新ニ市區ヲ置クノ件
 - 一、町村長及市町村助役ノ當選認否

(甲) 大臣ノ決裁ヲ受クヘキモノニシテ審査委員ノ審議ヲ要セサルモノ

- 一、北海道會、府縣郡市區町村會ノ意見上申ニシテ重要ナルモノ
- 一、北海道地方費府縣郡市區町村水利組合ノ起債ニシテ特ニ重要ナルモノ
- 一、市區町村ノ廢置分合
- 一、市區長ノ進退
- 一、市區町村長ノ定例叙勳
- 一、帝國議會議員選舉ニ關スル訴訟ニシテ裁判所ヨリノ報告
- 一、帝國議會議員ニシテ訴訟ノ結果ニ依リ更ニ當選者ヲ定ムル件
- 一、衆議院議員補缺選舉命令ノ件
- (乙) 次官ノ決裁ヲ受クヘキモノニシテ審査委員ノ審議ヲ要スルモノ
 - 一、前例ナキ道府縣特別稅、道府縣郡使用料手数料及市町村條例若ハ北海道二級町村特別稅ニ關スル議決
 - 一、北海道會、府縣會、參事會決議報告ノ内規則ニ屬スル件ニシテ重要ナルモノ
- (乙) 次官ノ決裁ヲ受クヘキモノニシテ審査委員ノ審議ヲ要セサルモノ
 - 一、北海道地方費、府縣郡市區町村水利組合ノ起債ニシテ重要ナルモノ
 - 一、市區ノ名稱ニ關スル件
 - 一、地方行政ニ關スル人民ノ告知書ニシテ重要ナルモノ

- 一、北海道地方費有、府縣有財産處分ノ件ニシテ重要ナルモノ
- 一、北海道會法、府縣制、郡制ノ規定ニ依ル指揮ノ件
- 一、北海道會法、北海道地方費法、北海道地方費令、府縣制、郡制、市區町村制及水利組合法ノ規定ニ依ル許可認
可其ノ他ノ處分ノ件ニシテ重要ナルモノ

(丙) 局長專決ニ屬スルモノ

- 一、罷災救助基金法ニヨル認可ノ件
- 一、北海道會、府縣會決議及議事景況報告並府縣參事會決議報告
- 一、同上報告ニ就キ處理ヲ要スル件
- 一、帝國議會議員當選人資格履歷書報告
- 一、當選者報告
- 一、貴族院多額納稅者議員名簿
- 一、道府縣會議員、道府縣會正副議長府縣參事會員選舉ニ關スル報告
- 一、國稅附加稅ノ許可ニ關スル件
- 一、諸統計表ノ類

社會局主管事項

(甲) 大臣ノ決裁ヲ受クヘキモノニシテ審查委員ノ審議ヲ要セサルモノ

- 一、警察共濟組合審査會決議事項ニ關スル決定ノ件
- 一、社會事業獎勵ニ關スル件ニシテ重要ナルモノ

(乙) 次官ノ決裁ヲ受クヘキモノニシテ審查委員ノ審議ヲ要スルモノ

- 一、軍事救護法施行令第七條ニ依ル再審査ノ件

(乙) 次官ノ決裁ヲ受クヘキモノニシテ審查委員ノ審議ヲ要セサルモノ

- 一、感化法第十三條ノ二ニ依ル處分ノ件
- 一、警察共濟組合癡疾給與金決定ノ件

(丙) 局長專決ニ屬スルモノ

- 一、警察共濟組合ニ關スル件
- 一、感化法及國立感化院令ニ依ル處分ノ件
- 一、軍事救護法ニ依ル處分ノ件
- 一、民力涵養講演ノ委囑者ニ常例ニ依ル手當給與ノ件

警保局主管事項

- (甲) 大臣ノ決裁ヲ受クヘキモノニシテ審査委員ノ審議ヲ要スルモノ
 - 一、廳府縣警察令中人民ノ權義ニ關スル事項ヲ規定シタルモノニシテ重要ナルモノ
- (甲) 大臣ノ決裁ヲ受クヘキモノニシテ審査委員ノ審議ヲ要セサルモノ
 - 一、新聞紙及出版物ノ行政處分(但シ告發處分ヲ除ク)
 - 一、行幸啓其ノ他御警衛ニ關スル訓令ノ件
 - 一、警察官吏消防官吏ニ對スル特別賞與ノ件
 - 一、警察官吏消防官吏ニ功勞記章付與ノ件
 - 一、貸座敷免許地ノ新設移轉擴張ノ件
- (乙) 次官ノ決裁ヲ受クヘキモノニシテ審査委員ノ審議ヲ要セサルモノ
 - 一、警察巡閱報告
 - 一、學術雜誌出版差止
 - 一、銃砲火藥類製造許否ニ關スル件
 - 一、銃砲火藥類輸出入ノ許否ニ關スル件
- (丙) 局長專決ニ屬スルモノ
 - 一、警察ニ關スル諸報告



- 一、火藥類作業主任者免狀交付ノ件
- 一、制限外ノ火藥類貯藏許可及許可取消ノ件
- 一、火藥庫法定距離減少許可及許可取消ノ件
- 一、其ノ他銃砲火藥類ノ取締ニ關スル件
- 一、新聞紙雜誌發行届
- 一、新聞紙雜誌諸變更届
- 一、略本曆發行禁止
- 一、守札ト認ムヘキ出版物禁止ノ件
- 一、新聞紙法並出版法違反者處分ニ關スル件
- 一、著作権登録ニ關スル件
- 一、出版届
- 一、學術雜誌類出版手續省略願ノ件
- 一、豫約出版ニ關スル諸願届ノ件

土木局主管事項

- (甲) 大臣ノ決裁ヲ受クヘキモノニシテ審査委員ノ審議ヲ要スルモノ
 - 一、道路法第二十九條ノ占用ノ許可承認占用料ノ決定
- (甲) 大臣ノ決裁ヲ受クヘキモノニシテ審査委員ノ審議ヲ要セサルモノ
 - 一、明治三十年法律第三十七號ニ依ル處分
 - 一、直轄工事ノ計畫其ノ變更又ハ廢止
 - 一、運河軌道ノ許否
 - 一、國庫補助ニシテ重要ナルモノ
 - 一、國道路線ノ認定又ハ其ノ變更
 - 一、府縣道路線ノ認定又ハ其ノ變更認可ニシテ重要ナルモノ
 - 一、道路法ニ依ル處分ニシテ特ニ重要ナルモノ
 - 一、河川法ニ依ル處分ニシテ特ニ重要ナルモノ
 - 一、樞要港灣ニ關スル重要事項
 - 一、公有水面埋立ノ許否ニシテ重要ナルモノ
 - 一、水利使用ノ許否ニシテ重要ナルモノ
- (乙) 次官ノ決裁ヲ受クヘキモノニシテ審査委員ノ審議ヲ要セサルモノ

- 一、道路法ニ依ル稟伺及處分ニシテ重要ナルモノ
- 一、府縣道路線ノ認定又ハ其ノ變更
- 一、河川法ニ依ル稟伺及處分ニシテ重要ナルモノ
- 一、大正元年訓令第二十五號ニ係ル稟伺ニシテ重要ナルモノ
- 一、土地收用事業認定ニ關スル件ニシテ重要ナルモノ
- 一、國庫補助ニ關スル件
- 一、公有水面埋立ノ許否ニ關スル件
- 一、水利使用ノ許否ニ關スル件
- 一、運河軌道ニ關スル事項ニシテ重要ナルモノ
- (丙) 局長專決ニ屬スルモノ
 - 一、直轄工事ノ設計變更ニ關スル件
 - 一、治水事業費ノ各目金額流用ニ關スル件
 - 一、直轄工用船舶重要諸機械等ノ貸借又ハ保管轉換ニ關スル件
 - 一、直轄工事ノ爲移轉ヲ要スル社寺境内代地買収交付ノ件
 - 一、少額ナル河川改修附帶工事費國庫補助ノ件

- 一、會社合併ノ場合ニ於ケル發電用水利權移轉ノ件
- 一、同上運河開設免許權移轉ノ件
- 一、同上軌道敷設特許權移轉ノ件
- 一、國庫補助ニ係ル土木工事完了ノ認定並殘餘材料處分ニ關スル件
- 一、公有水面無願埋立事件處理ノ件
- 一、諸報告

衛生局主管事項

- (甲) 大臣ノ決裁ヲ受クヘキモノニシテ審査委員ノ審議ヲ要スルモノ
 - 一、中央衛生會ニ諮問スヘキ件ニシテ重要ナルモノ
- (甲) 大臣ノ決裁ヲ受クヘキモノニシテ審査委員ノ審議ヲ要セサルモノ
 - 一、上下水道ノ敷設ニシテ重要ナルモノ
 - 一、醫師、齒科醫師、藥劑師免許取消處分及再免許ニ關スル件
 - 一、結核及癩療養所ノ位置ニ關スル件

一、府縣立精神病院ノ認定並代用精神病院ノ指定

(乙) 次官ノ決裁ヲ受クヘキモノニシテ審査委員ノ審議ヲ要セサルモノ

- 一、中央衛生會ニ諮問スヘキ件
- 一、醫師、齒科醫師、藥劑師ノ停止處分ニ關スル件
- 一、產婆學校指定ノ件

(丙) 局長專決ニ屬スルモノ

- 一、結核癩療養所ノ設計等ニ關スル件
- 一、齒科専門標榜許可ノ件
- 一、警察醫定員及俸給額ノ件
- 一、傳染病豫防費補助規程ノ件
- 一、精神病院法ニ依ル精神病院長ノ患者ニ對シテ行フ監護上ノ必要ナル處置ニ關スル認可ノ件
- 一、醫藥品輸出入及移出入許可ノ件
- 一、流行中ニ係ル傳染病患者數報告
- 一、衛生試驗所試驗報告
- 一、醫師並齒科醫師免許證及醫術開業免狀齒科醫術開業免許狀下付及返納ノ件

- 一、藥劑師免狀下付及返納ノ件
- 一、傳染病豫防費海港檢疫費豫算配付ノ件
- 一、醫師會齒科醫師會設立認可及會則報告
- 一、看護婦學校講習所指定報告
- 一、按摩術、鍼灸術學校講習所指定報告

公文書書式

沿革
大正元年十二月十六日
 內務省訓第二四八號

第一號

○回議案書式

本式ハ立案ト立
 案ノ由トシテ
 理由ヲ示シテ
 順序ヲ立シテ
 ナリ立案ハ上
 類ノ立案ハ上
 等ノ立案ハ上
 紙ヲ用フルモ
 スル但シ處理
 ラルノ虞ナキ
 分斟酌スヘシ

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------------|----|----|----|---|---|---|-----|---|---|---|---|---|---|------|---|---|---|---|---|---|
| 大臣 | 局長 | 主査 | 大正 | 年 | 月 | 日 | 内務省 | 年 | 月 | 日 | 受 | 判 | 決 | 文書課長 | 月 | 日 | 施 | 月 | 日 | |
| | | | 第 | | | | 號 | | | | | | | | | | | | | 行 |
| 次官 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 何々案(發議ニ係ルモノハ何々ノ件何々案ト記スヘシ) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(別紙書式ニ從ヒ立案スヘシ)

理由

何々

.....
.....(立案ノ理由ヲ記スヘシ但シ事ノ重要ナラサルモノ、説明ヲ待タスシテ明瞭ナルモノ、先例ニ依ルモノ等ハ之ヲ略スルコトヲ得)

第二號

○省令書式

○制定ノ例

内務省令第 號

何々.....規則(何々.....規程)(何々.....ニ關スル件)(.....)左ノ通定ム

年 月 日

内務大臣(學位)(爵) 氏

名

.....

又ハ

内務省令第 號

何々.....

年 月 日

内務大臣(學位)(爵) 氏

名

○改正ノ例

内務省令第 號

何年月何内務省令第 號何々.....規則(何年月何内務省令第 號何々.....ニ關スル件)中左ノ通改正ス

號何々.....規程(何年月何内務省令第 號

號

(何年月何内務省令第 號何.....左ノ通改正ス)

(何年月何内務省令第 號何々中何々.....ヲ何々.....ト改正シ

年 月 日 月 日(公布ノ日)ヨリ施行ス)

内務大臣(學位)(爵) 氏

名

.....

.....

.....

○廢止ノ例(改正ノ結果又ハ改正令ニ依リ廢止セラ
ル、モノハ本例ニ依ルノ限ニ在ラス)

內務省令第 號
何年月何內務省令第 號何々……ハ(何年月何內務省令第 號何々……ハ月 日限り)廢止ス

年 月 日 內務大臣(學位)(爵)氏 名

第三號

○訓令書式 其一 官報ニ掲載スルモノ

○制定ノ例

內務省訓令第 號

廳 府 縣

(廳府縣何々……ヲ除ク)

(何々……)

何々……スヘシ(ヘシ)

年 月 日

內務大臣(學位)(爵)氏 名

又ハ

內務省訓令第 號

(前 = 同 シ)

何……左ノ通心得ヘシ(……左ノ通定ム)(……左ノ……ヘシ)

年 月 日

內務大臣(學位)(爵)氏 名

……

……

……

○改廢ノ例

內務省訓令第 號

(前 = 同 シ)

(以下省令改廢ノ例ニ準ス)

第四號

○同

其一 官報ニ掲載セサルモノ

內務省訓第 號

廳 府 縣

(廳府縣何々……ヲ除ク)

(何府(縣)(廳))
(何々………)
(何々……長官(知事)(其他)傲之)

何………スヘシ………
左ノ通………シ何………ス)(………)

(左記………)

右訓令ス

内務大臣(學位)(爵)氏

名

第五號

○告示書式

内務省告示第 號

何々………左ノ通定ム(………指定ス)(………シ………ス)(………ト定メタリ)(………通報アリタリ)(………)

年 月 日

内務大臣(學位)(爵)氏

名

………
………

又ハ

内務省告示第 號

何………

右………セリ(………シタリ)(………)

年 月 日

内務大臣(學位)(爵)氏

名

又ハ

内務省告示第 號

一………

右………

年 月 日

内務大臣(學位)(爵)氏

名

○改正ノ例

内務省告示第 號

何年月内務省告示第

號何々……………左ノ通改正ス

(何年月内務省告示第

號何々……………中左ノ通改正ス)

(何年月内務省告示第

號何々中何々……………ヲ何……………ト改正ス)

年 月 日

内務大臣(學位)(爵) 氏

名

第六號

○上奏書書式

一、進達書式

内務省何第 號

別紙何々……………ノ件上奏書進達ス

年 月 日

内閣總理大臣(學位)(爵)

殿

内務大臣(學位)(爵) 氏

名

二、上奏書書式

内務省何第 號

何々……………件

何々……………

右謹テ奏ス

年 月 日

内務大臣(學位)(爵) 氏

名

第七號

○請議書書式

内務省何第 號

何々……………ノ件

何々……………

(何々……………依テ別紙何々……………案ヲ提出ス)

右閣議ヲ請フ

年 月 日

内閣總理大臣(學位)(爵)

殿

内務大臣(學位)(爵) 氏

名

第八號

○指令書書式
内務省何第 號

何々府(縣)(廳)
 (何府)(何郡)(市)(區)(町)(村)(組合)
 (何(肩書) 何 誰)
 (何(法人何會(法人名)
 (何
 年 月 日第 號(附(具申)(上申)(伺)(稟請)(願)(申請)(……)
 何々……ノ件許可ス(何々ヲ 何々ト 何々ト 更正シ許可ス)(左ノ通り更正シ許可ス)(許可スヘシ)(何ノ通
 届ク)(許可シ難シ)(聽届難シ)(詮議及ヒ難シ)
 年 月 日
 ……
 ……
 ……
 内務大臣(學位)(爵) 氏 名

第九號

○命令書書式
内務省何第 號

何府(縣)(道)何……會
 (何……)
 住所 何 誰
 何……スヘシ(……)
 内務大臣(學位)(爵) 氏 名

第十號

○通牒、照會、回答、報告書等書式
内務省何第 號

年 月 日
 (姓 職 名) 殿
 姓 職 名

何々ノ件通牒(依命通牒)(回答)(經伺回答)(照會)(報告)

備考右通牒ス照會ス等ノ文辭ハ之ヲ用キサルコト但シ結文ハ事ノ輕重ニ從ヒ宜キニ從フヘシ

第十一號

○諮問書書式

內務省何第 號

何々……………會

何々……………仍テ其會ノ審議ニ附ス

右諮問ス

年 月 日

內務大臣(學位)(爵) 氏

名

第十二號

○裁定、決定、認定書書式

何々 府(縣)(廳)

(何々……………)

年 月 日 第 號

何々何々……………ノ件何々……………(裁定ス)(決定ス)(認定ス)

內務大臣(學位)(爵) 氏

名

第十三號

○訴願裁定書書式

一、裁決書書式

內務省何第 號

住 所

(訴願書ニ訴願人ノ肩書記載アルモノハ其肩書)

訴願人 何 誰

右訴願ノ要旨ハ……………ト云フニ在リ

右ニ對スル……………辯明ノ要旨ハ……………ト云フニ在リ

依テ……………法(令)第……………條ニ依リ之ヲ受理シ審査ヲ遂クル處

以上ノ理由ニ依リ裁決ヲ爲スコト左ノ如シ

……………處分ハ取消スヘキ限ニ在ラス

(……………處分(裁決)ハ之ヲ取消ス)

(.....處分(裁決)ハ之ヲ取消シ更ニ.....ス(キコトヲ命ス)

年 月 日

内務大臣(學位)(爵) 氏

名

二、却下書書式 其一

(前ニ同シ)

本.....ハ.....(訴願ノ要旨ト法律勅令ニ依リ訴願ヲ提起スヘカラサル事由ヲ記ス)法律勅令ニ依リ訴願ヲ提起スヘカラサルモノトス

年 月 日

内務大臣(學位)(爵) 氏

名

同 其二

(前ニ同シ)

本.....ハ.....(適法ノ手續ニ違背スル事由ヲ記ス)適法ノ手續ニ違背スルモノトス
右ノ理由ニ基キ訴願法第九條第一項ニ依リ之ヲ却下ス

年 月 日

内務大臣(學位)(爵) 氏

名

三、還付書書式

本.....ハ.....(訴願書ノ方式ヲ缺ク事由ヲ記ス)訴願書ノ方式ヲ缺クモノナルヲ以テ訴願法第九條第二項ニ依リ

本書受領ノ日ヨリ.....日間ノ期限ヲ指定シ之ヲ還付ス

年 月 日

内務大臣(學位)(爵) 氏

名

内務省往復規則

第一條 凡ソ省中一切ノ文書ハ文書課往復掛ニ於テ本則ニ依リ接受發送スルモノトス

第二條 往復掛ノ事務ヲ秘書、登簿、淨書、受付ノ四部ニ分チ帳簿數冊ヲ備ヘ置キ掛員ヲシテ之ヲ分擔セシム

第三條 秘密文書ハ文書課長之ヲ取扱フモノトス但課長ハ往復掛員中ヨリ選定シテ其ノ擔當ヲ命スルコトヲ得

第四條 凡ソ接受發送ノ文書ニハ本省ノ符記番號ヲ標記ス番號ハ毎年一月ニ起リ十二月ニ止ム

符記ハ左ノ式ニ據ル

第一各局發議

甲 省外ニ發送スル文書

乙 省外ニ發送セサル文書

右符合ノ上ニ主務局名ノ一字ヲ冠ス例ヘハ庶務局發議ニシテ閣議ニ提出スルモノハ庶甲第何號ト記スル類以下之ニ做フ

第二 閣省院裁判所

甲 閣省院裁判所ヨリノ來書

乙 各省ヨリ合議

右符號ニ其廳名ノ一字ヲ冠ス

第三 中央衛生會警視廳北海道廳府縣集治監土木監督所衛生試驗所及宮司管長

甲 伺稟請

乙 上申届報告

丙 照會

右符號ニ其ノ廳名ノ一字ヲ冠ス

第四 府縣會及郡市町村人民

丁 條例稟請

戊 上申届訴願其他法令ニ依ル願

己 請願建白及雜

丁戊ハ各府縣ヲ區別シ右符號ニ其一字ヲ冠シ己ハ之ヲ一貫ス

第五條 往復掛ニ於テ文書ヲ接受發送スルハ執務時間ニ限ル但緊急ノ事件ハ此限ニアラス

第六條 往復掛ニ於テ文書ヲ接受スルトキハ其ノ文書ノ件名、件名ナキトキハ其ノ要旨番號等ヲ件名簿ニ登記シ又更

ニ本省ノ符記番號及收受ノ月日ヲ本書ニ掲記シ主務局名ノ標印ヲ捺スヘシ

第七條 一ノ文書ニシテ事各所ニ涉リ官省ニ起リ府縣ニ推問シ又府縣ニ起リ官省ニ照會スルノ類之カ往復ヲ重ヌルモノハ其ノ處分完結マテ受授毎ニ

本件名ノ傍ニ其ノ事由ヲ簡明ニ註記シ索覽ニ便ナラシム

第八條 金券ハ特ニ其ノ件名簿ニ其ノ金額ヲ登記シ主務局ニ交付スヘシ

第九條 件名簿ヲ以テ受授スル文書ヲ除ク外各局ニ交付スル文書及各廳ヨリ到來スル書籍ハ送致簿ヲ以テ之ヲ送付スヘシ

第十條 本省ニ送り來リタル文書ニシテ他官廳ノ主管ニ屬スル文書及其ノ旨ヲ以テ主務局ヨリ返還セル文書ハ文書課ニ於テ本書ニ其ノ旨ヲ附箋シ本管ノ官廳ニ轉致スヘシ

第十一條 外來諸文書中返戻ヲ請求シ來リタルトキハ其ノ請求書ヲ主務局ニ交付シ同局ニ於テ定例ノ手續ヲ了シ文書課ニ返還シ該課ハ之ニ返戻ノ附箋ヲナシ請求廳ニ返戻スヘシ

第十二條 決議濟ノ文書ニシテ施行前主務局ニ廻付ヲ要スルノ通知アルモノハ先ツ之ヲ主務局ニ交付シ更ニ回付アルヲ俟チ發送ノ手續ヲ爲スヘシ

第十三條 決裁濟ノ文書ニシテ文書課往復掛ニ於テ施行スヘキモノハ必ス淨書スヘシ

第十四條 凡ソ淨書シタル文書ハ之ヲ校合シ若シ原案ニ於テ書式文例ニ違ヒ又ハ誤脱アルコトヲ發見シタルトキハ文書課長ハ之ヲ主務局長ニ通告スヘシ

第十五條 凡ソ省令、訓令、告示ハ往復掛ニ於テ發送ノ際之ニ本省ノ番號ヲ附スヘシ其ノ公布ヲ要スルモノハ之ヲ文書課報告掛ニ交付スヘシ

第十六條 本省ヨリ附箋ヲ以テ却下スル文書ニハ附箋ト本書トニ契印ヲ捺スルモノトス

第十七條 凡ソ發送スヘキ文書ニシテ親展又ハ至急ノ符記ヲ要シ又ハ書留郵便ニ付スヘキモノハ主務局ニ於テ回議案ニ其旨ヲ記載スヘシ

第十八條 凡ソ發送スヘキ文書ハ發送日記ニ登記シ其ノ送狀ヲ作り之ヲ附シ送致簿ヲ以テ送付スルモノハ送狀ヲ要セス表記封緘シ其ノ機密ニ係ルモノハ尙ホ別ニ封シテ左ノ手續ヲ以テ之ヲ發送スヘシ

- 一、郵便又ハ電信ニ付スル文書ハ物品會計官吏ニ附シ帳記及郵便切手貼附等ノ手續ヲ了シタル後之ヲ發送ス
- 一、大封又ハ重量ノ文書ヲ郵便ニアラスシテ遞送スルトキハ海陸ノ便宜ヲ圖リ之カ通知書ヲ作り物品會計官吏ニ付ス

第十九條 施行済ノ文書ハ直ニ文書課記録掛ニ移付スヘシ

第二十條 往復掛ニ於テハ諸文書處分ノ滯ヲ調査シ之ヲ稽留件名簿ニ登記シ毎年一月及七月末日ヲ限り其ノ抄録ヲ各局ニ廻付シ滯ノ事由ヲ詳ニシ以テ次官ノ檢閲ニ供スヘシ

第二十一條 往復掛ニ於テハ毎日文書受授ノ種類件數及處分ノ濟否ヲ調査シ課長之ヲ檢閲スヘシ

内務省宿直規則

第一條 本省宿直ハ大臣官房文書課所管トシ往復掛員ヲ以テ之ニ充テ毎日二名ツ、交代シテ之ヲ勤ム

第二條 宿直員ハ本省執務時限外ニ到達スル諸文書ヲ收受シ及之ヲ配送ス

第三條 宿直員當直ノ翌日ハ休暇スルヲ例トス但文書課長ハ事務ノ都合ニ依リ特ニ其ノ休暇ヲ止ムルコトアルヘシ

第四條 宿直員所管簿冊左ノ如シ

宿直日記

當直中取扱タル事件及收受セシ文書ノ件名等ヲ登記スルモノ

送致簿

諸向ヘ配送スル文書ノ件名等ヲ記載シテ受領證印ヲ受クルモノ

各廳回文録

各廳ヨリ到達スル諸回文ヲ騰記スルモノ

臨時心得事項録

宿直員特ニ心得ヘキ事項ヲ臨時録示スルモノ

第五條 宿直員ハ當直中取扱タル事件及收受セシ文書ノ件名等ヲ宿直日記ニ登録シ翌朝無遺漏當務掛員ニ引繼キ其重

要ナルモノハ特ニ文書課長ニ申告スヘシ

但翌日休日ナレハ其當直ニ引繼キ該當直者ニ於テ本項ノ手續ヲ爲スヘシ

第六條 當直員ハ特ニ各局ヨリ附托セラレタルモノハ之ヲ管守スヘシ

第七條 宿直員ハ毎直臨時心得事項録ニ就キテ其ノ事項ヲ會得スヘシ

第八條 宿直室ハ他人ヲシテ濫ニ入ラシムヘカラス

第九條 當直員急病其他不得止事故アルトキハ同直者ニ告ケテ退出スルヲ得此場合ニ於テハ同直者ヨリ即時文書課長

ニ報告シ且次直者ニ當直スヘキ旨通知スヘシ

第十條 要急ノ標記アル文書及電報ニシテ親展ノ記識アラサルモノハ之ヲ開封シ即時配送ヲ要スルト認ムルトキハ速

ニ該宛名ニ送致スヘシ但大臣宛ノモノハ之ヲ秘書官ニ送致スヘシ

第十一條 親展文書ニシテ要急ノ標記アルモノ並親展電報ハ前條ニ據リ速ニ送致スヘシ

第十二條 天災事變ニ關スル報告ノ取扱ハ異狀報告取扱手續ニ據ルヘシ

第十三條 收受セシ諸文書前數條ニ掲クルモノ、外ハ翌朝當務掛員ニ引繼クヘシ

第十四條 關省其他ヨリ到達スル諸回文ハ回文録ニ騰記シ其至急ヲ要スル事件ニ係ルモノハ騰寫シテ秘書官若クハ書

記官ニ送致スヘシ

625
120

終

